

下水道工事施工確約書

- 1 下水道工事は、岐阜市上下水道事業部指定工事店（下水道排水設備指定工事店）又は指名業者（建設工事）にて施工します。
- 2 必要書類を提出し、使用材料の検査を受けてから工事に着手します。
工事完成後、完成届等必要書類を提出し、岐阜市上下水道事業部の検査を受けます。なお、完成後の検査が不可能な箇所については、岐阜市上下水道事業部と協議し、必要に応じて中間検査を受けます。
- 3 宅内の排水設備工事の際には、営業課へ申請します。
- 4 下水道施設については無償寄附とし、完成検査後、速やかに完成検査結果表等必要書類と共に管理引継申請書を提出します。
- 5 道路形状は、将来にわたって現状のままとしますが、やむを得ず形状変更を行う場合は、事前に岐阜市上下水道事業部と協議します。その結果、移転又は防護工事の必要が生じた場合は、原因者の費用負担とします。
- 6 下水道施設の維持管理における道路上での作業（掘削を含む）について、申請者、土地の所有者は異議を申し出ません。
- 7 下水道施設が埋設されている土地の所有権を移転する場合には、当該所有権の移転を受ける者に対し前二項の条件を遵守するよう責任を持って引き継ぎます。
- 8 管理引継後、当該下水道工事に申請者の責による不適合箇所が2年以内に発見された場合は、申請者がその費用を負担し、責任をもって対応します。